■設置すべき誘導灯の区分(大きさ)は防火対象物の「使用用途」「面積」で決まる。

1使用用途

「一般防火対象物」と「特定防火対象物(不特定の人が利用する建物)」で異なる

2面積

階面積が1000m²以上かどうかで異なる

おおまかなイメージ

使用用途	階面積	避難口・(室内)通路誘導灯の区分	
一般 防火対象物	1000m ² 未満 1000m ² 以上	C級以上	
特定 防火対象物	1000m ² 未満		
	1000m²以上	A級 B級BH形 B級BL形+点滅装置	

区			誘導灯の区分 当該階の床面積		
分	防火対象物			当該階位 1000m ² 以上	ル 1000m ² 未満
(1)	特	1	劇場、映画館		
	特	П	公会堂、集会場		
	特	1	キャバレー、ナイトクラブ	A級 B級BH形 又は B級BL形	
(2)	特	П	遊技場、ダンスホール		
	特	/	性風俗関連店舗		
	特	=	カラオケボックスその他遊興施設		
(3)	特	1	待合、料理店	点滅装置	
(3)	特	П	飲食店		
(4)	特		百貨店、マーケット		
(F)	特	1	旅館、ホテル	C級以上	
(5)		П	寄宿舎、共同住宅		
(6)	特	1	病院、診療所		
	特	П	特別養護老人ホーム		
	特	Л	老人デイサービスセンター		
	特	=	幼稚園、特別支援学校		
(7)		学校			

区分	防火対象物			誘導灯の区分 当該階の床面積	
				1000m ² 以上	1000m ² 未満
(8)			図書館、博物館、美術館		
(9)	特	1	熱気浴場、蒸気浴場		
		П	イに掲げる以外の公衆浴場		
(10)	特		車両の停車場、船舶・航空機の発着場		
(11)			神社、寺院、教会		
(12)		1	工場、作業場		
		П	映画スタジオ、テレビスタジオ		
(13)		1	自動車車庫、駐車場		
		П	飛行機、回転翼航空機の格納庫		
(14)			倉庫		
(15)			前各項に該当しない事業場		
(16)	特	1	特定防火対象物を含む複合防火対象物		
		п	イ以外の複合防火対象物		
(16の2)	特		地下街		
(16の3)	特		準地下街		

「特」は特定防火対象物を示す

消防法施行令の別表第1の文言を簡易表記